

飼養衛生管理基準の作成について

1 飼養衛生管理基準の目的

食品の安全性を確保する観点から、家畜の生産段階から消費の段階に至るまでの各段階で、総合的に病原微生物等のリスクによる影響を抑制することが求められている。

家畜の伝染性疾病の中には、家畜の所有者が衛生管理を徹底することでその発生を予防できるものもあることから、農林水産大臣が、特定の家畜についてその飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）を、あらかじめ食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて農林水産省令（家畜伝染病予防法施行規則）に定めるとともに、当該家畜の所有者に飼養衛生管理基準の遵守を義務付けることとされた（法第12条の3）。

また、その実効性を確保するため、当該基準に違反している者に対しては、都道府県知事が遵守すべき事項を定めて勧告し、さらに、当該勧告に従わない者に対しては、当該勧告に従うべき旨の命令を発することができることとされ、この命令に違反した場合には罰則が科されることとされた。

2 飼養衛生管理基準を定めるべき家畜の種類

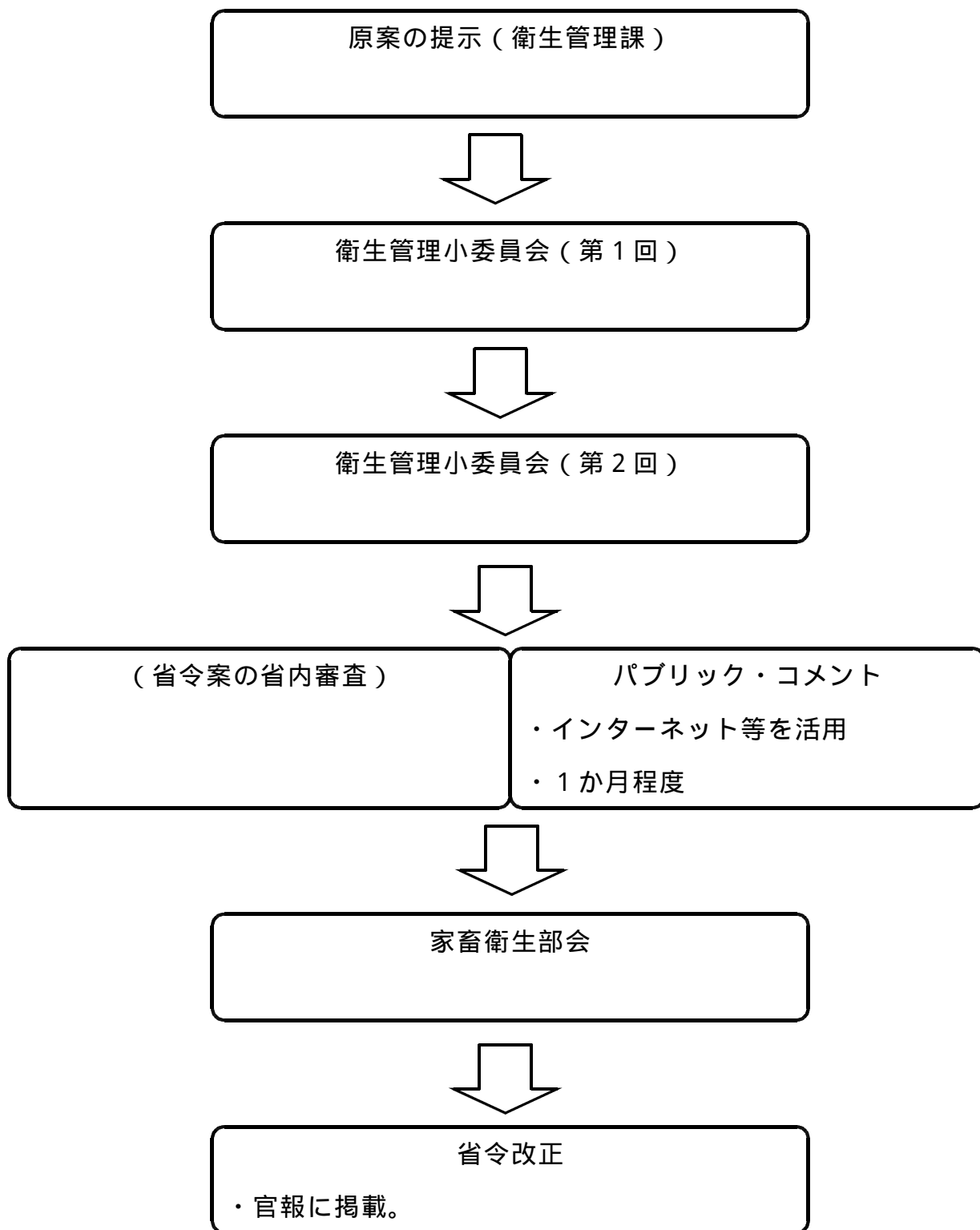
我が国畜産経営における主な家畜としては牛、馬、豚、鶏等があげられるが、食品の安全性確保という観点からは、特に牛、豚、鶏の生産段階での衛生管理の徹底が求められることから、牛、豚及び鶏について基準を定めることとし、家畜伝染病予防法施行令第2条に定められた。

3 作成作業の進め方について

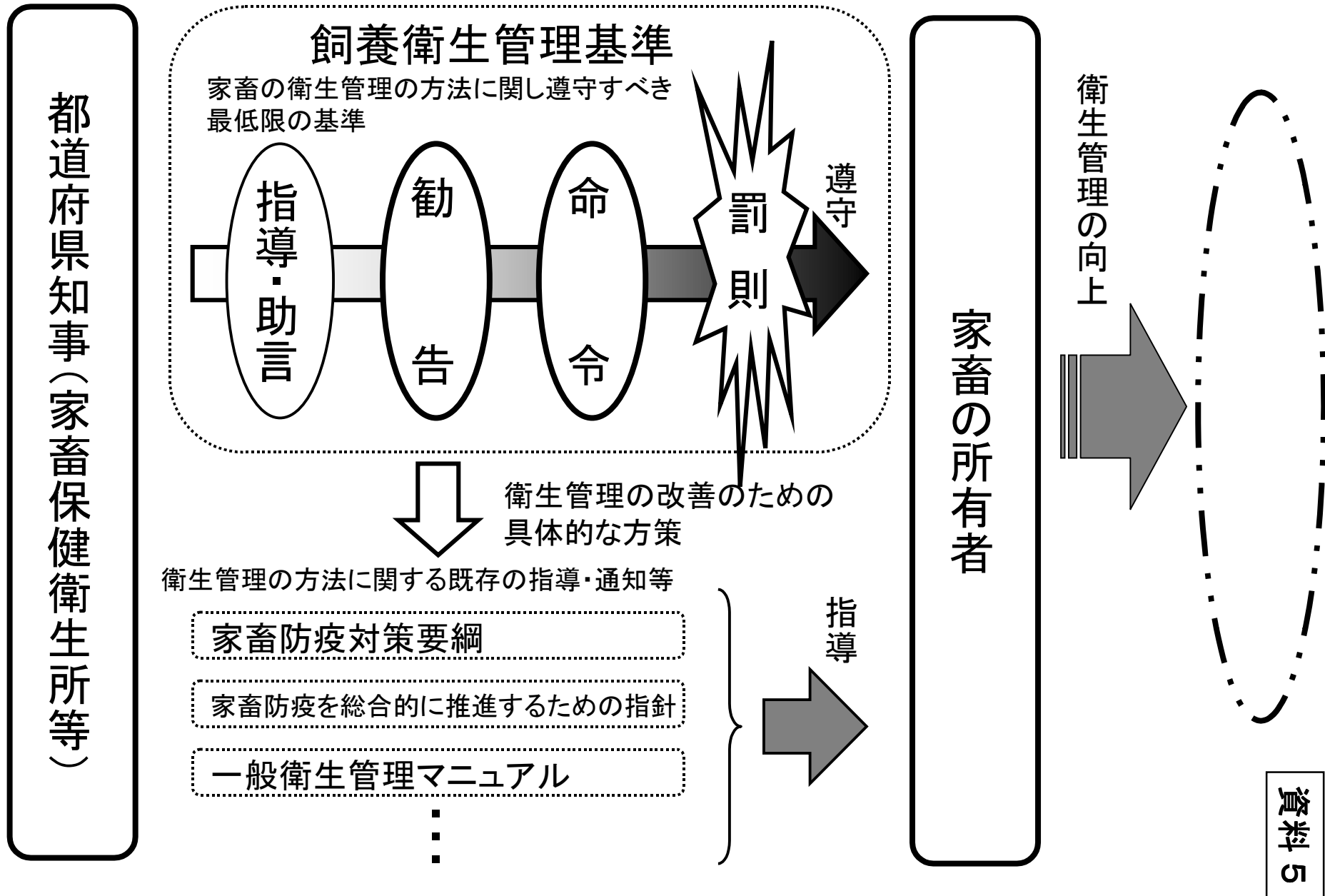
飼養衛生管理基準の作成に当たっては、専門家の意見の反映、政策決定過程の透明性の確保のため、食料・農業・農村政策審議会に意見を聴かなければならないこととされた（家伝法第12条の3第3項）。このため、同審議会に諮問し、消費・安全分科会の下に設置された家畜衛生部会の議決（専門技術的な問題は各小委員会で検討）を経た上で、当該基準を作成することとする。

なお、飼養衛生管理基準は農林水産省令で定めることとなっていることから、審議会での検討等を踏まえ、家畜伝染病予防法施行規則（以下「省令」という。）を改正し、当該基準に係る条項を追加する。

4 作業のスケジュールの概要（案）



飼養衛生管理基準の仕組み



家畜伝染病予防法（昭和二十六年五月三十一日法律第百六十六号）抄

最終改正：平成一五年六月十一日法律第七十三号

第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防

（飼養衛生管理基準）

第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に關し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

2 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

3 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

（勧告及び命令）

第十二条の四 都道府県知事は、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第一項、第六条第一項、第九条、第十二条の四第二項、第二十六条第一項又は第三十条（第五条第一項、第六条第一項、第九条、第二十六条第一項及び第三十条については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三（略）

家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年八月三十一日政令第二百三十五号）抄

最終改正：平成十五年六月二十七日政令第二百八十八号

（飼養衛生管理基準を定めるべき家畜）

第二条 法第十二条の二第一項の政令で定める家畜は、牛、豚及び鶏とする。

省令で罰則を伴う何らかの「基準」を定めている例

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年七月二十八日法律第百十二号）抄
最終改正：平成十三年四月十一日法律第二十八号

（目的）

第一条 この法律は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とする。

（管理基準）

第三条 農林水産大臣は、農林水産省令で、たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理の方法に関し畜産業を営む者が遵守すべき基準（以下「管理基準」という。）を定めなければならない。

2 畜産業を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならない。

（指導及び助言）

第四条 都道府県知事は、家畜排せつ物の適正な管理を確保するため必要があると認めるときは、畜産業を営む者に対し、管理基準に従った家畜排せつ物の管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第五条 都道府県知事は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、畜産業を営む者がなお管理基準に違反していると認めるときは、当該畜産業を営む者に対し、期限を定めて、管理基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第六条 都道府県知事は、前二条の規定の施行に必要な限度において、畜産業を営む者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に、畜産業を営む者の事業場に立ち入り、家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する施設の構造設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第十五条 第五条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則(平成十一年十月二十九日農林水産省令第七十四号)抄

(管理基準)

第一条 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下「法」という。)(第三条第一項の管理基準は、次のとおりとする。

一 たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設(以下「管理施設」という。)(の構造設備に関する基準

イ 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不透水性材料(コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。

ロ 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不透水性材料で築造した貯留槽とすること。

二 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

イ 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。

ロ 管理施設の定期的な点検を行うこと。

ハ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。

ニ 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。

ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。

2 前項の規定は、その飼養する家畜の頭羽数が、牛及び馬にあつては十頭未満、豚にあつては百頭未満、鶏にあつては二千羽未満の畜産業を営む者については、適用しない。

飼養衛生管理基準（案）

第二十一条の二 法第十二条の三第一項の飼養衛生管理基準は次のとおりとする。

- イ 畜舎、器具、機械及び家畜を清潔に保つこと。
- ロ 車両が農場に出入りする際には、当該車両を消毒すること。
- ハ 畜舎に出入りする際には、手指及び靴を消毒すること。
- ニ 家畜の健康観察を行い、異常が認められた場合には獣医師の診療を求めること。
- ホ 必要に応じ、予防液を適切に使用すること。
- ヘ 家畜を導入する際には、当該家畜に異常がないことを確認すること。
- ト 家畜の伝染性疾病の予防に関する知識及び技術の習得に努めること。

飼養衛生管理基準（案）と国内外の飼養衛生関係法規等との比較

	家畜防疫対策要綱【局長通知】					家畜防疫を総合的に推進するための指針【大臣公表】	動物の愛護及び管理に関する法律 産業動物の飼養及び保管に関する基準【総理府告示】	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針【農林水産省告示】	養鶏振興法【法律】
	本文	乳用雄子牛における衛生対策指針	放牧地における衛生対策指針	種豚場等養豚施設における衛生対策指針	ふ卵場等養鶏施設における衛生対策指針				
イ 畜舎、器具、機械及び家畜を清潔に保つこと。	○	○	○	○	○				
ロ 車両が農場に出入りする際には、当該車両を消毒すること。	○	○		○	○	○			○
ハ 畜舎に出入りする際には、手指及び靴を消毒すること。	○	○		○	○				○
ニ 家畜の健康観察を行い、異常が認められた場合には獣医師の診療を求めること。	○	○	○	○		○	○		
ホ 必要に応じ、予防液を適切に使用すること。	○	○	○	○		○			
ヘ 家畜を導入する際には、当該家畜に異常がないことを確認すること。	○	○	○	○	○	○	○		
ト 家畜の伝染性疾病の予防に関する知識及び技術の習得に努めること。	○						○		

	一般衛生管理マニュアル【局長通知】					養豚衛生管理省令 【ドイツ法令】
	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー	
イ 畜舎、器具、機械及び家畜を清潔に保つこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ロ 車両が農場に出入りする際には、当該車両を消毒すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ハ 畜舎に出入りする際には、手指及び靴を消毒すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ニ 家畜の健康観察を行い、異常が認められた場合には獣医師の診療を求めること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ホ 必要に応じ、予防液を適切に使用すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ヘ 家畜を導入する際には、当該家畜に異常がないことを確認すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ト 家畜の伝染性疾病の予防に関する知識及び技術の習得に努めること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

飼養衛生管理基準と関連基準との比較（１）

	家畜防疫対策要綱				
	本文	乳用雄子牛における衛生対策指針	放牧地における衛生対策指針	種豚場等養豚施設における衛生対策指針	ふ卵場等養鶏施設における衛生対策指針
イ 畜舎、器具、機械及び家畜を清潔に保つこと。	日常の衛生管理の徹底。衛生害虫の駆除。	分娩時には分娩場所の周囲をよく清掃、消毒し、乾燥した敷料を入れるとともに、分娩直前には乳房や外陰部をよく消毒する。 子牛の導入前には、カーフハッチ、哺育牛舎の内外をよく消毒・乾燥し、十分敷料を入れる。 ほ乳期に清掃・消毒を励行し、畜舎を乾燥状態に保つ。分娩時に臍帯を消毒する。清潔な敷料を使用する。	草地及び牛体のダニ駆除を確実に実施する。	器具の洗浄・消毒器具等を設置するとともに管理棟、豚舎、飼料庫等構内に配置されている施設については、定期的に清掃、消毒を行う。 ネズミ及び衛生害虫の駆除を実施する。 衣服を清潔に保つ。 管理器材は豚舎の棟ごとに専用のものを備え、常に清潔に保つ。	衛生動物の駆除並びに野生鳥類等の侵入防止に努める。 管理器材は鶏舎の棟ごとに専用のものを備え常に清潔に保ち、原則として使用後は毎回水洗・消毒する。 作業用衣服は常に清潔に保つ。 ふ卵舎及びふ卵器は使用に先立って清掃・水洗し、24時間以上ホルマリン薫蒸等を行う。
ロ 車両が農場に出入りする際には、当該車両を消毒すること。	清掃・消毒の励行。	車両の出入り口に車両用の消毒槽を設置する。		一般車両の乗り入れは原則として禁止するが、入場させる場合は、出入り口で消毒を行う。 資材の搬入に際しては、必要に応じて噴霧消毒を行う。	一般車両の施設内への乗り入れを原則として禁止する。 施設内への出入り口に車両用の消毒施設を設置し、資材の搬入等にあたっては消毒を徹底する。 器具の洗浄場所を設置する。 各種飼養管理施設について、定期的に清掃・消毒を行う。
ハ 畜舎に出入りする際には、手指及び靴を消毒すること。	清掃・消毒の励行。	哺育・育成牛舎の出入り口に踏み込み消毒槽を設置する。 隔離牛舎に手指消毒架を設置する。		外来者の入場の際には衣服、履物及び手指の消毒を励行するとともに帽子、上衣、ズボン、履物等はできる限り場内専用のもので取り替える。検疫豚舎及び隔離豚舎への出入りの際は、再度衣服及び手指の消毒を行うとともに、衣服、ゴム長靴等は専用のものに取り替える。 手指の消毒施設、踏込消毒槽を設置する。	施設内への不要な外来者の立ち入りを原則として禁止する。 入場に当たっては、帽子・上着・ズボン及び履物の交換を徹底する。 手指の消毒施設、踏込消毒槽を設置する。
ニ 家畜の健康観察を行い、異常が認められた場合には獣医師の診療を求めること。	検査等を実施する。 個体観察の徹底とその記録を実施。 異常を呈する家畜を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所、家畜診療所、民間獣医師等の関係機関・関係者に連絡する。	ほ乳期には個体観察を励行する。 哺育期には健康診断を行い、異常が認められた子牛は群飼を避ける。	放牧開始後の衛生検査については、体重測定等に併せ、少なくとも月一回は定期的に実施する。 急性伝染病を疑う場合には、隔離の実施等必要な措置を行う。また、放牧牛がへい死した場合には、獣医師に依頼して死亡原因を究明する。	伝染性疾病の疑われる死亡豚は、必ず家畜保健衛生所において病性鑑定を受ける。 年間の分娩回数、受胎率、死流産回数やその状況、一腹あたりの子豚の離乳頭数、へい死・とう汰頭数及び及び育成状況等の繁殖育成に関する記録を取り、疾病の発見、疾病の浸潤状況の指標として活用する。 日常の飼養管理においては、異常豚の早期発見に努めるとともに、自らの衛生管理についてあらかじめ点検項目を定めておき、定期的なチェックを行いその改善を図る。	
ホ 必要に応じ、予防液を適切に使用すること。	的確な予防接種。 地域における予防接種を含めた衛生飼養管理プログラムの策定。	肥育素牛の導入時には、予防接種が行われているものを購入するか、必要な予防接種を必ず実施する。 予防液がある疾病については、必要に応じて計画的な予防接種により効果的な防疫の推進を図る。	予防接種の徹底に努める。 予防接種については、地域や放牧地内での過去における疾病発生状況を考慮の上、必要な疾病を検討する。	既に予防液が開発されている疾病については、健康管理の一方法として予防接種の効果的な活用を図る。	

<p>ハ 家畜を導入する際には、当該家畜に異常がないことを確認すること。</p>	<p>導入家畜の一時的隔離飼育。</p>	<p>導入子牛の選定に当たっては、初乳を十分摂取していることを確認する。臨床観察、検温及び牛体・四肢に対する消毒を実施し、異常の認められたものは、隔離牛舎に移動させて精密検査を行うとともに、病状に応じた措置及び管理を行う。</p>	<p>放牧希望牛を対象とした衛生検査を実施し、個別に放牧の適不適を決定する。入牧時には全頭の衛生検査を実施し、放牧の適否を再度判定する。この際、全頭の採血と当該血清の一定期間の保存に努める。</p>	<p>できる限りオールイン・オールアウト方式で運営する。困難な場合は必ず空舎期間を設ける。農場外から種豚等を導入する場合は、必ず検査豚舎に収容し、少なくとも2週間は隔離観察して異常のないことを確認し、異常豚を確認した場合はその病性の解明に努め、必要な措置を実施する。</p>	<p>鶏舎はできるだけオールイン・オールアウト方式で運営する。</p>
<p>ト 家畜の伝染性疾患の予防に関する知識及び技術の習得に努めること。</p>	<p>家畜伝染病の病性についての周知徹底。</p>				
<p>該当なし</p>	<p>(農場への)立入制限 換気・保温の確保。 密飼い等によるストレスの防止。</p>	<p>分娩時、子牛に初乳を給与する。 子牛はカーフハッチへ移動させるか専用の哺育牛舎に収容する。 子牛の導入時に個体識別のためのネックタック又は耳標を装着する。 換気が良好であること。 保育期には(一頭あたりの)一定の飼育面積を確保する。</p>	<p>除角、削蹄の徹底に努める。 気象や給与飼料に対する馴致に努める。 各種放牧衛生施設について入念に点検整備し、放牧に伴う事故防止に努める。 退牧時には、退牧牛の健康状況の十分な確認と、臨床検査、ふん便検査及び外部寄生虫検査を実施する。</p>	<p>囲障(ネット、フェンス等)の設置、出入り口を限定して農場への立ち入りを規制する。 犬や猫の侵入を防止する。 豚舎は、発育・飼育段階で区分する。 隔離豚舎を設置する。 豚舎は断熱構造とし、換気に配慮する。 舎内温度を適正に保つ。</p>	<p>種鶏場、ふ化場等は周囲に他の養鶏施設が少なく、通風及び排水の良好な場所に設置するよう努める。 人の出入り及び野犬の侵入を防止するための囲障を設ける。 孵卵舎については作業工程をワンウェイ方式とするよう努める。 種卵はホルマリン薫蒸を行う。</p>

飼養衛生管理基準と関連基準との比較（２）

	家畜防疫を総合的に推進するための指針	動物の愛護及び管理に関する法律	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	養鶏振興法
		産業動物の飼養及び保管に関する基準	酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針	
イ 畜舎、器具、機械及び家畜を清潔に保つこと。				
ロ 車両が農場に出入りする際には、当該車両を消毒すること。	家畜所有者及び、農場及び関係施設での車両の消毒等効果的な自衛防疫の実施に努める。 関係業者は、相互に連携し、次の取組を行う。(イ) 農場及び関係施設入出場車両の消毒			種鶏業者は、その飼養する鶏が伝染性疾病にかからないようにするため、鶏舎その他の鶏の飼養施設に消毒そう等の消毒用施設を整備するように努めなければならない。
ハ 畜舎に出入りする際には、手指及び靴を消毒すること。				種鶏業者は、その飼養する鶏が伝染性疾病にかからないようにするため、鶏舎その他の鶏の飼養施設に消毒そう等の消毒用施設を整備するように努めなければならない。
ニ 家畜の健康観察を行い、異常が認められた場合には獣医師の診療を求めること。	関係業者は、相互に連携し、次の取組を行う。(ウ) 異常家畜の有無の観察及び発見時の早期措置	管理者及び飼養者は、産業動物の疾病の予防及び寄生虫の防除のため、日常の衛生管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した産業動物に対しては、速やかに適切な措置を講じ、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めること。		
ホ 必要に応じ、予防液を適切に使用すること。	家畜所有者及び、ワクチン接種の励行等効果的な自衛防疫の実施に努める。 関係業者は、相互に連携し、次の取組を行う。(イ) 予防接種、自主検査その他自衛防疫の実施			
ヘ 家畜を導入する際には、当該家畜に異常がないことを確認すること。	家畜所有者及び、全国の伝染性疾病の情報を活用し、健康家畜の流通等効果的な自衛防疫の実施に努める。 関係業者は、相互に連携し、次の取組を行う。(ア) 健康家畜の出荷及び導入	管理者は、施設への産業動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な衛生検査を行うように努めること。		
ト 家畜の伝染性疾病の予防に関する知識及び技術の習得に努めること。		管理者及び飼養者は、産業動物の適正な飼養又は保管を行うため、産業動物の衛生管理及び安全の保持に関する知識と技術を習得するように努めること。		
該当なし	関係業者は、相互に連携し、次の取組を行う。(イ) 県が行う防疫活動への協力 家畜所有者は、死体及び汚染物品の焼埋却等が速やかに実施できるよう、その処理方針の検討及び死体等の焼埋却場所等の確保に努める。	管理者は、産業動物の飼養又は保管に当たっては、必要に応じて衛生管理及び安全の保持に必要な設備を設けるように努めること。 産業動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めるとともに、産業動物による事故の防止に努めること。 管理者及び飼養者は、産業動物が施設から脱出しないように配慮すること。	農場段階におけるHACCP手法の開発・普及の推進	ふ化業者は、その生産するひながひな白痢にかからないようにするため、ふ卵舎の床面を清掃の容易なコンクリート敷又は板敷とする等その事業場の施設の整備に努めなければならない

飼養衛生管理基準と関連基準との比較（３）

他に肉用牛、豚、採卵鶏及びブロイラーを対象としたガイドラインがあるが、ほぼ同じ内容であることから、乳用牛を対象としたガイドラインで代表させて整理した。

乳用牛における一般的衛生管理マニュアル（１／３）

	素畜・飼料				
	導入牛の受け入れマニュアル	飼料受け入れマニュアル	飼料保管、給与マニュアル	薬剤受け入れ・保管マニュアル	敷料受け入れ・保管マニュアル
イ 畜舎、器具、機械及び家畜を清潔に保つこと。		1 飼料タンク又は保管庫は、飼料搬入前に清掃されていること。	1 飼料庫及び周辺環境の定期的な清掃と消毒を実施すること。 2 衛生動物の侵入による病原微生物の汚染防止をはかること。	1 保管庫は、整理・整頓されていること。	1 保管庫は、搬入前に清掃されていること。
ロ 車両が農場に出入りする際には、当該車両を消毒すること。	4 導入牛を輸送する車は洗浄・消毒が実施されていること。 6 農場入口に車輛消毒施設を設置すること。 7 農場内に搬入する前に消毒液を交換すること。	2 飼料運搬車輛は、農場の入口等で適切な消毒を行うこと。		2 運搬車輛は、農場の入口等で適切に消毒を行うこと。	2 運搬車輛は、農場の入口等で適切な消毒を行うこと。
ハ 畜舎に出入りする際には、手指及び靴を消毒すること。					
ニ 家畜の健康観察を行い、異常が認められた場合には獣医師の診療を求めること。					
ホ 必要に応じ、予防液を適切に使用すること。					
ヘ 家畜を導入する際には、当該家畜に異常がないことを確認すること。	1 導入元農場の衛生管理状況を適切に把握すること。 2 個体識別番号及び移動記録を確認すること。 3 導入牛は臨床的に異常がないこと。 8 導入牛は隔離施設に搬入し、一定期間隔離飼育すること。				
ト 家畜の伝染性疾病の予防に関する知識及び技術の習得に努めること。					
該当なし	5 輸送時及び到着時の輸送車の車内が適切な環境であること。	3 飼料の外観、色、風味及び品質等に異常がないこと。 4 異物が認められないこと。 5 搬入する飼料は、サルモネラ検査を定期的実施している工場由来の飼料で、その検査結果が添付されていること。	3 官能検査による定期的な品質の保守・点検をすること。 4 給与前に飼料に異常がないことを確認すること。	3 包装等に異常がないこと。 4 低温保管品は、適切に冷蔵保管されていること。 5 購入薬剤の有効期限が十分に確保されていること。 6 成分、分量、使用方法等を確認すること。	3 敷料の外観、色及び品質に異常がないこと。 4 異物等が認められないこと。 5 敷料にはカビの発生が認められないこと。

飼養衛生管理基準と関連基準との比較（４）

乳用牛における一般的衛生管理マニュアル（２／３）

	施設の設計等の要件・保守・衛生管理			家畜の取扱い	
	施設・設備などの衛生管理マニュアル	洗浄・消毒マニュアル	衛生動物駆除マニュアル	哺育牛の健康管理マニュアル	育成牛の健康管理マニュアル
イ 畜舎、器具、機械及び家畜を清潔に保つこと。	牛舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設、生乳処理室、附帯施設・設備（車両消毒施設、手洗い設備、靴殺菌設備、給排水設備、照明設備、空調設備、防虫設備、薬剤保管設備、冷蔵保管設備、作業員更衣室、トイレ）を清掃すること。	1 牛舎、牛床に汚れなどの残存がないこと。 2 飼槽、水槽に汚れなどの残存がないこと。 3 適切な洗浄・消毒プログラムによる洗浄・消毒が行われていること。 4 洗浄・消毒後の乾燥を十分にすること。	1 鼠などが確認されないこと。 2 適切な駆除プログラムにより駆除を行っていること。	【作業手順】 4 使用後の哺乳器具は洗浄・消毒マニュアルに基づき確実に消毒すること。 9 子牛は初乳を給与後、なるべく早く移動させる。哺育牛房は、牛房が空いたとき徹底的に清掃消毒し、できれば6～8週間使用しないでおく。	
ロ 車両が農場に出入りする際には、当該車両を消毒すること。	車両消毒施設は車両を消毒する消毒槽、車両全体を消毒する噴霧器を有していること。				
ハ 畜舎に出入りする際には、手指及び靴を消毒すること。	手洗い設備は、流水式受水槽又は手洗い消毒槽が設けられていること。 靴消毒設備は靴の底、側面、甲が消毒できる設備であること。				
ニ 家畜の健康観察を行い、異常が認められた場合には獣医師の診療を求めること。				【作業手順】 3 子牛は環境の変化に対する抵抗性がきわめて弱いため、疾病の発生率が高いため、毎日こまめに異常がないか観察する。もし、発熱が認められたら、早急に獣医師の診療を受けること。	【作業手順】 5 毎日、牛に異常がないか一般的な元気食欲の他、呼吸状態、糞性状等に注意しながら観察する。異常のある場合は早急に隔離し、必ず検温すること。
ホ 必要に応じ、予防液を適切に使用すること。				【管理基準】 6 適切なワクチンプログラムによりワクチンを接種していること。	【管理基準】 6 適切なワクチンプログラムによりワクチンを接種していること。
ヘ 家畜を導入する際には、当該家畜に異常がないことを確認すること。					
ト 家畜の伝染性疾患の予防に関する知識及び技術の習得に努めること。					

該当なし

牛舎、飼料保管施設、堆肥保管施設、廃棄物保管施設、生乳処理室、附帯施設・設備（給排水設備、照明設備、空調設備、防虫設備、薬剤保管設備、冷蔵保管設備、作業員更衣室、トイレ）の構造の要件等

【管理基準】

- 1 適切な飼養頭数であること。
- 2 適切な温度湿度管理をしていること。
- 3 適切な換気管理をしていること。
- 4 飲水の残留塩素濃度が適切であること。
- 5 飲水の色、臭い、味に異常がないこと。
- 7 適切な投与プログラムにより生菌剤等を投与していること。

【作業手順】

- 6 治療牛については、使用した薬剤名や抗菌性物質を用いた場合の出荷制限期間等、必要事項を飼養管理記録に記録し、農場責任者に報告する
- 7 治療牛を転売等で出荷する時は、飼養管理記録を確認し、出荷制限期間内でないことを確認する。
- 8 子牛が生まれたら、まず気道を確認し、粘膜・粘液を除去して体を乾かす。続いて初乳を迅速に給与する。
- 10 ハッチとハッチの間は、常に1.2m以上空けておく。
- 13 駆虫薬等を適切に投与し、飼養管理記録に記録する。

【管理基準】

- 1 適切な飼養頭数であること。
- 2 適切な温度湿度管理をしていること。
- 3 適切な換気管理をしていること。
- 4 飲水の残留塩素濃度が適切であること。
- 5 飲水の色、臭い、味に異常がないこと。
- 7 適切な投与プログラムにより生菌剤等を投与していること。

【作業手順】

- 6 放牧予定牛については、入牧前の馴致を十分に行う。
- 9 治療牛を転売等で出荷する時は、飼養管理記録を確認し、出荷制限期間内でないことを確認すること。
- 10 群飼にする際、密飼とならないよう注意する。
- 12 駆虫薬等を適切に投与し、飼養管理記録に記録する。

飼養衛生管理基準と関連基準との比較（５）

乳用牛における一般的衛生管理マニュアル（３／３）

	家畜の取扱い			生乳の出荷	ヒトの衛生・教育・訓練	
	乾乳牛の健康管理マニュアル	搾乳牛の健康管理マニュアル	搾乳マニュアル	生乳管理・出荷マニュアル	従事者の衛生管理マニュアル	従事者の教育及び管理マニュアル
イ 畜舎、器具、機械及び家畜を清潔に保つこと。	【作業手順】 10 牛房は、空房になった後すぐ洗浄消毒して、飼養管理記録に記録し、農場責任者に報告する。		1 搾乳前の乳頭の洗浄を行っていること。 2 1頭1布またはペーパータオルを使用していること。 3 ディッピングを行っていること。 4 適切な搾乳機器の洗浄、消毒を行っていること。	1 適切なバルククーラーの洗浄、殺菌を行っていること。 2 バルククーラー出口の洗浄、消毒を行っていること。	4 前述の帽子、作業着、手袋などは、定期的に洗濯すること。 5 従事者は、帽子、作業着、長靴を着用するとき、専用の場所で行うこと。 8 従事者は、牛舎内では、飲食、喫煙、放たし、用便などの家畜衛生上不衛生な行為を行わないこと。	
ロ 車両が農場に出入りする際には、当該車両を消毒すること。						
ハ 畜舎に出入りする際には、手指及び靴を消毒すること。					2 従事者は、牛舎の出入り等の場合には、必ず手指を洗浄、殺菌すること。 3 従事者は、牛舎ごとに専用の衛生的で、清潔な、頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用すること。 6 長靴は、作業従事前後に洗浄し、踏み込み消毒槽で消毒すること。 7 従事者は、牛の飼養場所から生乳処理室へ極力移動しないよう心掛けること。	
ニ 家畜の健康観察を行い、異常が認められた場合には獣医師の診療を求めること。	【作業手順】 5 毎日、牛に異常がないか一般的な元気食欲の他、呼吸状態、糞便性状等に注意しながら観察する。異常のある場合は早急に隔離し、必ず検温すること。もし、発熱が認められたら、早急に獣医師の診療を受けること。	【作業手順】 5 毎日、牛に異常がないか一般的な元気食欲の他、呼吸状態、糞便性状等に注意しながら観察する。異常がある場合は早急に隔離し、必ず検温すること。もし、発熱が認められたら、早急に獣医師の診療を受けること。				
ホ 必要に応じ、予防液を適切に使用すること。	【管理基準】 6 適切なワクチンプログラムによりワクチンを接種していること。	【管理基準】 6 適切なワクチンプログラムによりワクチンを接種していること。				
ヘ 家畜を導入する際には、当該家畜に異常がないことを確認すること。						

<p>ト 家畜の伝染性疾患の予防に関する知識及び技術の習得に努めること。</p>						<p>従事者の教育及び訓練に取り入れるべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農場の衛生管理に関する基本的方針 ・家畜衛生及び食品衛生並びに関連法規に関する概論 ・施設、設備の構造と一般衛生管理方法 ・農場で起こりうる家畜衛生上の具体的危害とその防止方法 ・H A C C P の概論 ・乳牛、生乳、飼料、糞尿、器具機材などの衛生的取扱い方 ・従事者が守るべき衛生及び健康管理 ・各作業において知るべき詳細な衛生管理方法
<p>該当なし</p>	<p>【管理基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適切な飼養頭数であること。 2 適切な温度湿度管理をしていること。 3 適切な換気管理をしていること。 4 飲水の残留塩素濃度が適切であること。 5 飲水の色、臭い、味に異常がないこと。 7 適切な投与プログラムにより生菌剤等を投与していること。 8 抗菌性物質の投与記録をしていること。 9 抗菌性物質の投与牛の隔離とマーキングを行っていること。 <p>【作業手順】</p> <ol style="list-style-type: none"> 7 治療牛については、隔離とマーキングを行うこと。 8 治療牛を転売等で出荷する時は、健康管理記録簿を確認し、出荷制限期間内でないことを確認すること。 11 パドックは泥濘化防止に留意する。 13 駆虫薬等を適切に投与し、飼養管理記録に記録する。 	<p>【管理基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適切な飼養頭数であること。 2 適切な温度湿度管理をしていること。 3 適切な換気管理をしていること。 4 飲水の残留塩素濃度が適切であること。 5 飲水の色、臭い、味に異常がないこと。 7 適切な投与プログラムにより生菌剤等を投与していること。 8 抗菌性物質の投与記録をしていること。 9 抗菌性物質の投与牛の隔離とマーキングを行っていること。 <p>【作業手順】</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 定期的に削蹄を実施する。 8 治療牛については、隔離とマーキングを行うこと。 9 治療・ワクチン接種等で獣医師が注射器を使用する場合は、接種前後に注射針の本数と状態を確かめ、注射針が生体に残存しなかったことを獣医師に確認する。 10 治療牛を転売等で出荷する時は、健康管理記録簿を確認し、出荷制限期間内でないことを確認すること。 12 パドックは泥濘化防止に留意する。 14 駆虫薬等を適切に投与し、飼養管理記録に記録する。 		<p>3 パルククーラーの温度管理を適切に行っていること。</p>	<p>1 従事者は、1年に1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を受けること。</p>	

飼養衛生管理基準と関連基準との比較（6）

一般衛生管理マニュアルの規定のうち飼養衛生管理基準（案）に該当しないもの
（「乳用牛おける一般的衛生管理マニュアル」に掲載されている事項を除く）

事 項	畜 種
畜舎周辺の野鳥の巣等は除去し、周辺を消毒すること。	肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー
糞は適切に処理し、乾燥していること。	肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー
注射針残留畜はマーキングしていること。	肉用牛、豚
投薬経歴のある家畜は、休薬期間を終えていること。	肉用牛、豚
（飼料受け入れ時に）配合されている飼料添加物又は試料添加剤の名称及び出荷制限期間を把握していること。	採卵鶏、ブロイラー
畜舎・器具を修繕し破損箇所がないこと。	採卵鶏、ブロイラー
要指示薬・使用規制対象医薬品を投与した場合は、指示書等を適切に保管すること。	ブロイラー
廃棄物（敷料（糞）・死体）処理マニュアル 1 敷料（糞） （1）堆肥舎周辺の環境が整備されていること。 （2）汚水が地下浸透しないような構造であること。 （3）雨水の流入等により汚水が河川等に流出しないこと。 （5）定期的な保守点検が行われていること。 （6）良質な堆肥が生産され、十分に乾燥していること。 （7）堆肥の流通が確保されていること （採卵鶏、ブロイラーのみ） 2 死体 （1）保管施設周辺の環境が整備されていること。 （3）腐敗しないよう保管されていること。 （5）定期的に化製場等で処理されていること。 （6）24ヵ月齢以上の死体については届出を行い、家畜保健衛生所の指示等に基づき、適正に処理されていること。	肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー

(参考)

畜種ごとの一般衛生管理マニュアルの比較

乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー
<p>素畜・飼料 導入牛の受け入れマニュアル 飼料受け入れマニュアル 飼料保管・給与マニュアル 畜産資材(薬剤・敷料)受け入れ・保管マニュアル</p>	<p>素畜・飼料 導入牛の受け入れマニュアル 飼料受け入れマニュアル 飼料保管・給与マニュアル 畜産資材(薬剤・敷料)受け入れ・保管マニュアル</p>	<p>素畜・飼料 導入豚の受け入れマニュアル 飼料受け入れマニュアル 飼料保管・給与マニュアル 畜産資材(薬剤・敷料)受け入れ・保管マニュアル</p>	<p>素畜(雛)・飼料 素雛の受け入れマニュアル 飼料受け入れマニュアル 飼料保管マニュアル 畜産資材(薬剤・敷料)受け入れ・保管マニュアル</p>	<p>素畜(雛)・飼料 素雛の受け入れマニュアル 飼料受け入れマニュアル 飼料保管マニュアル 畜産資材(薬剤・敷料)受け入れ・保管マニュアル</p>
<p>施設的设计等の要件・保守・衛生管理 施設・設備などの衛生管理マニュアル 1 施設の立地環境 2 施設の構造、施設・設備の衛生管理及び保守点検 (1) 施設(又は設備)の構造、衛生管理 牛舎 飼料保管施設 堆肥保管施設 廃棄物保管施設 生乳処理室(バルククーラー、搾乳器具) 付帯施設・設備 (2) 衛生管理及び保守点検の頻度、担当者及び記録の保管 3 機械・器具の衛生管理及び保守点検 (1) 装置(用具など)の衛生に関わる一般条件 (2) 衛生管理及び保守点検マニュアル (3) 衛生管理及び保守点検の頻度、担当者及び記録の保管 洗浄・消毒マニュアル 衛生動物駆除マニュアル</p>	<p>施設的设计等の要件・保守・衛生管理 施設・設備などの衛生管理マニュアル 1 施設の立地環境 2 施設の構造、施設・設備の衛生管理及び保守点検 (1) 施設(又は設備)の構造、衛生管理 牛舎 飼料保管施設 堆肥保管施設 廃棄物保管施設 付帯施設・設備 (2) 衛生管理及び保守点検の頻度、担当者及び記録の保管 3 機械・器具の衛生管理及び保守点検 (1) 装置(用具など)の衛生に関わる一般条件 (2) 衛生管理及び保守点検マニュアル (3) 衛生管理及び保守点検の頻度、担当者及び記録の保管 洗浄・消毒マニュアル 衛生動物駆除マニュアル 廃棄物(敷料(糞)・死体)処理マニュアル</p>	<p>施設的设计等の要件・保守・衛生管理 施設・設備などの衛生管理マニュアル 1 施設の立地環境 2 施設の構造、施設・設備の衛生管理及び保守点検 (1) 施設(又は設備)の構造、衛生管理 豚舎 飼料保管施設 堆肥保管施設 廃棄物保管施設 付帯施設・設備 (2) 衛生管理及び保守点検の頻度、担当者及び記録の保管 3 機械・器具の衛生管理及び保守点検 (1) 装置(用具など)の衛生に関わる一般条件 (2) 衛生管理及び保守点検マニュアル (3) 衛生管理及び保守点検の頻度、担当者及び記録の保管 洗浄・消毒マニュアル 衛生動物駆除マニュアル 廃棄物(敷料(糞)・死体)処理マニュアル</p>	<p>施設的设计等の要件・保守・衛生管理 施設・設備などの衛生管理マニュアル 1 施設の立地環境 2 施設の構造、施設・設備の衛生管理及び保守点検 (1) 施設(又は設備)の構造、衛生管理 鶏舎 飼料保管施設 堆肥保管施設 廃棄物保管施設 付帯施設・設備 集卵施設 包装施設 卵の保管施設 (2) 衛生管理及び保守点検の頻度、担当者及び記録の保管 3 機械・器具の衛生管理及び保守点検 (1) 装置(用具など)の衛生に関わる一般条件 (2) 衛生管理及び保守点検マニュアル (3) 衛生管理及び保守点検の頻度、担当者及び記録の保管 洗浄・消毒マニュアル 衛生動物駆除マニュアル 廃棄物(敷料(糞)・死体)処理マニュアル</p>	<p>施設的设计等の要件・保守・衛生管理 施設・設備などの衛生管理マニュアル 1 施設の立地環境 2 施設の構造、施設・設備の衛生管理及び保守点検 (1) 施設(又は設備)の構造、衛生管理 鶏舎 飼料保管施設 堆肥保管施設 廃棄物保管施設 付帯施設・設備 (2) 衛生管理及び保守点検の頻度、担当者及び記録の保管 3 機械・器具の衛生管理及び保守点検 (1) 装置(用具など)の衛生に関わる一般条件 (2) 衛生管理及び保守点検マニュアル (3) 衛生管理及び保守点検の頻度、担当者及び記録の保管 洗浄・消毒マニュアル 衛生動物駆除マニュアル 廃棄物(敷料(糞)・死体)処理マニュアル</p>
<p>家畜の取り扱い 哺育牛の健康管理マニュアル 育成牛の健康管理マニュアル 乾乳牛の健康管理マニュアル(妊娠後期育成牛を含む) 搾乳牛の健康管理マニュアル 搾乳マニュアル</p>	<p>家畜の取り扱い 繁殖牛の健康管理マニュアル 哺育牛の健康管理マニュアル 育成牛の健康管理マニュアル 肥育牛の健康管理マニュアル</p>	<p>家畜の取り扱い 繁殖豚の健康管理マニュアル 哺育豚の健康管理マニュアル 育成・肥育豚の健康管理マニュアル</p>	<p>家禽の取り扱い 健康管理マニュアル 薬剤(ワクチン・抗菌性物質等)投与マニュアル 飼料給与マニュアル 集卵・卵の分別マニュアル 洗卵・検卵マニュアル</p>	<p>家禽の取り扱い 健康管理マニュアル 薬剤(ワクチン・抗菌性物質等)投与マニュアル 飼料給与マニュアル</p>
<p>生乳の出荷 生乳管理・出荷マニュアル</p>	<p>家畜の運搬・出荷畜の情報収集 肉用牛の出荷マニュアル</p>	<p>家畜の運搬・出荷畜の情報収集 豚の出荷マニュアル</p>	<p>家畜の運搬・出荷畜の情報収集 卵の保管・出荷マニュアル</p>	<p>家畜の運搬・出荷畜の情報収集 ブロイラーの出荷マニュアル</p>
<p>ヒト(従事者)の衛生・教育・訓練 従事者の衛生管理マニュアル 1 牛舎内で従事する者 2 乳用牛の搬入に従事する者 3 生乳の出荷に従事する者 4 記録 従事者の教育及び管理マニュアル 1 教育・訓練 2 記録</p>	<p>ヒト(従事者)の衛生・教育・訓練 従事者の衛生管理マニュアル 1 牛舎内で従事する者 2 肉用牛の搬入時 3 肉用牛の搬出時 4 記録 従事者の教育及び管理マニュアル 1 教育・訓練 (1) 教育・訓練プログラム (2) 記録</p>	<p>ヒト(従事者)の衛生・教育・訓練 従事者の衛生管理マニュアル 1 豚舎内で従事する者 2 豚の搬入に従事する者 3 豚の搬出に従事する者 4 記録 従事者の教育及び管理マニュアル 1 教育・訓練 2 記録</p>	<p>ヒト(従事者)の衛生・教育・訓練 従事者の衛生管理マニュアル 1 雛の搬入及び鶏舎内での作業に従事する者 2 卵の出荷に従事する者 従事者の教育及び管理マニュアル 1 教育・訓練 (1) 教育・訓練プログラム (2) 記録</p>	<p>ヒト(従事者)の衛生・教育・訓練 従事者の衛生管理マニュアル 1 雛の搬入及び鶏舎内での作業に従事する者 2 ブロイラーの出荷及び鶏舎清掃作業に従事する者 従事者の教育及び管理マニュアル 1 教育・訓練 (1) 教育・訓練プログラム (2) 記録</p>

飼養衛生管理基準と関連基準との比較（7）

	養豚衛生管理省令（ドイツ）		
	本文、小規模養豚 1の場合	中規模養豚 2の場合 （左の条件に加えこの条件を満たすこと。）	大規模養豚 3の場合 （左の2条件に加えこの条件を満たすこと。）
イ 畜舎、器具、機械及び家畜を清潔に保つこと。		<ul style="list-style-type: none"> 豚の収容、出荷に当たって使用した場所は、必ず洗浄・消毒すること。 農場の所有する運搬車両は使用後、その都度、敷地内の施設で洗浄・消毒すること。 所定の方法により有害齧歯類の駆除を行うこと。 豚の出荷により開放された区画を遅滞なく洗浄すること。 死亡した豚の死体の保管室等を、死体の引き取り後遅滞なく洗浄・消毒すること。 使用した防護服は遅滞なく洗浄すること。 	
ロ 車両が農場に出入りする際には、当該車両を消毒すること。		<ul style="list-style-type: none"> 農場及び乗り入れ車両の車輪の消毒が可能な設備を備えること。 豚の積み込み及び積み込みの際に車両を消毒できる設備を備えること。 	<ul style="list-style-type: none"> 豚の輸送は消毒後の車両によってのみ行うこと。 農場関係者は輸送車両に立ち入らないこと、輸送車両の関係者は農場に立ち入らないこと。
ハ 畜舎に出入りする際には、手指及び靴を消毒すること。	<ul style="list-style-type: none"> 履物を消毒できる設備と排水路を設置していること。 		<ul style="list-style-type: none"> 更衣室を経ないで畜舎に立ち入らないこと。
ニ 家畜の健康観察を行い、異常が認められた場合には獣医師の診療を求めること。	<ul style="list-style-type: none"> 自衛防疫の一環として、飼養豚の健康管理を獣医師に委ねること。 		
ホ 必要に応じ、予防液を適切に使用すること。			
ヘ 家畜を導入する際には、当該家畜に異常がないことを確認すること。			<ul style="list-style-type: none"> 導入豚は少なくとも3週間、受け入れ農場の隔離区画で飼養されなければならない（オールイン・オールアウト方式の場合を除く）。
ト 家畜の伝染性疾病の予防に関する知識及び技術の習得に努めること。			
該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 繁殖豚若しくは肥育豚を他の農場から出荷された豚と一緒に搬送しないこと。 畜舎の構造物が総合的に良好な状態にあること。 牧場には「養豚農場・立ち入り禁止」と掲示すること。 飼養豚が脱走しないよう囲障を設けること。 農場への出入りは、飼養者の同意のない限り認められない。 飼育領域は、いつでも十分な光度で照明可能であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 農場の各種設備は、洗浄・消毒及び有害齧歯類の駆除が可能な構造を有していること。 死亡豚の死体を所定の規則に従って保管できる保管室、密閉式容器等の格納手段を備え、この容器等は、その運搬車両が農場の敷地内を走行することなく、死体を搬出できるような場所に設置されていること。 農場関係者以外を農場に立ち入らせる際には、使い捨て衣服あるいは農場専用の防護服を着用させ、農場からの退去の際にはこれらの脱衣を励行させること。防護服等の在庫を十分に用意しておくこと。 飼料、敷わらを厳重に保管し、イノシシの侵入による損害防止を図ること。 糞は少なくとも3週間、尿は8週間にわたって保管した後でなければ、農場外に持ち出さないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 各飼養領域を複数の飼育区画に分割すること。 豚の糞と尿の8週間分を十分に保管できる設備を備えること。 十分に大きな隔離区画を設けること。 関係車両以外の車両が農場に接近しないように注意すること。

- 1 小規模養豚：中規模養豚及び大規模養豚以外の養豚経営。
- 2 中規模養豚：肥育豚飼養区画数（1区画当たり7頭）20以上700まで。（肥育豚換算で140頭以上4,900頭まで）
- 3 大規模養豚：肥育豚飼養区画数（同上）700以上。肥育豚換算で4,900頭以上。
- 4 上記の規定はいずれも違反した場合には罰則を伴う（勸告、命令等の規定はなし）。